

(※72)

平成19年度南極海鯨類捕獲調査副産物（クロミンク鯨）
品名別・販売形態別販売実績表



品名	鮮肉数量		販売形態別販売内訳重量(kg)					売上高	
	c/s	kg	公益用						
			地域住民配分用	学校給食用	医療用	研究事業用	市場用	一般用	
細分用									
尾肉									
尾肉用									
頭子									
頭子1級									
頭子用									
肉骨									
肉骨用									
肉骨中切									
肉骨用									
小切									
肉骨1級									
肉骨2級									
加工小切									
肉骨3級									
肉骨加工									
肉骨用									
骨身									
肉									
肉骨○									
小切肉○									
肉骨○									
(小計)	85,838	1,296,078.0	37,860.0	106,680.0	12,600.0	1,912.5	244,935.0	892,090.5	1,614,020,385
頭子(小計)	1,346	19,517.0						19,517.0	22,811,748
肉骨1級									
肉骨2級									
加工小切									
肉骨3級									
肉骨加工									
肉骨用									
骨身									
肉									
肉骨○									
小切肉○									
肉骨○									
(小計)	12,161	164,171.3	2,764.0		2,700.0	175.5	6,844.5	151,697.3	524,832,206
肉骨1級									
肉骨用									
肉骨									
尾肉									
尾肉用									
骨身									
肉									
肉骨○									
小切肉○									
肉骨○									
(小計)	28,417	503,626.0	7,914.5	626.0	2,500.0	489.5	5,325.0	485,771.0	779,394,742
オサ									
オサ(小計)	5	5.0						5.0	9,700
合計	126,767	1,982,396.3	48,528.5	107,305.0	17,800.0	2,577.5	257,104.5	1,549,080.8	2,951,068,781
販売形態			公益用					市場用	
			地域住民配分用	学校給食用	医療用	研究事業用	市場用	一般用	合計
売上高合計(円)	95,629,411	50,844,496	15,902,775	4,637,826	484,106,700	2,446,830,990	3,099,422,197		
消費税額(円)	4,624,730	2,406,881	757,275	216,088	23,052,695	116,515,747	147,553,416		
売上高(円)	92,094,681	48,137,615	15,145,500	4,321,737	461,054,005	2,330,315,243	2,951,068,781		

写真:グリーンピース・ジャパン職員、佐藤潤一。情報開示請求で水産庁が開示した鯨肉販売実績表は、ほとんどの項目が塗りつぶされていた。パネルにした黒塗りの文書を掲げ、調査捕鯨の証拠隠滅を追及する。©Greenpeace/Noboru Hashimoto

塗りつぶされた 鯨肉横領スキャンダル 「調査捕鯨」の利権構造に迫る

Greenpeace International
Ottho Heldringstraat 5
1066 AZ Amsterdam
The Netherlands
Tel: +31 20 7182000
Fax: +31 20 5148151

greenpeace.org

お問い合わせ:

グリーンピース・ジャパン

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 8-13-11 NFビル2F

Tel: 81-3-5338-9800

Fax: 81-3-5338-9817

info@greenpeace.or.jp

greenpeace.or.jp

2009年3月発行

塗りつぶされた鯨肉横領スキャンダル 「調査捕鯨」の利権構造に迫る

要約	4
1. 鯨肉横領を告発	4
2. 調査捕鯨トライアングル	4
3. 鯨肉横領スキャンダルへの捕鯨推進トライアングルの対応	5
4. 佐藤・鈴木の逮捕と船員不起訴処分	5
5. 佐藤・鈴木を取調べと鯨研・共同船舶の内部調査	6
6. 水産庁によって塗りつぶされた鯨肉販売実績表	6
7. 水産庁によって塗りつぶされた鯨肉委託販売契約書	8
8. 黒塗りの理由	8
9. 情報公開異議申し立て	8
結論	9
注釈	10

要約

2008年5月15日、グリーンピース・ジャパンの事務局長らは東京地方検察庁に、調査捕鯨船団の乗組員らによって組織的に行われていた鯨肉の横領行為を告発した。しかし、東京地検はこの告発を不起訴とし、さらに警視庁と青森県警は証拠として提出した鯨肉の窃盗容疑でグリーンピース・ジャパンのスタッフ2名を逮捕・起訴した。水産庁は鯨肉横領の事実について関係団体に内部調査を指示したが、いずれも客観的な証拠を提示せず、鯨肉横領の疑惑は晴れないまま現在に至っている。

そこでグリーンピース・ジャパンは、水産庁に対し鯨肉販売に関する文書の情報公開を請求した。その結果、鯨肉販売に関する文書がほぼすべて黒塗りにされて開示された。その黒塗り文書が意味する水産庁による鯨肉横領の隠蔽疑惑と、官僚の既得権益である「調査捕鯨」を水産庁がやめられない仕組みの実態をレポートする。

1. 鯨肉横領を告発

2008年5月15日、グリーンピース・ジャパンの事務局長・星川淳と海洋生態系問題部長・佐藤潤一は、「調査捕鯨」における船員の鯨肉横領を東京地検に告発した。告発に際し、横領行為の決定的な証拠として、船員が自宅に送った鯨肉の高級部位の入った箱を提示した。

この箱は、2007年から2008年にかけて行われた南極海調査捕鯨を終えて東京港に入港した捕鯨母船・日新丸から、その船員らが直接自宅に送ったものの1つである。「船員が鯨肉を横領している」という元船員からの内部告発情報を受けて横領行為を調査していたグリーンピース・ジャパンの佐藤潤一と鈴木徹をはじめとする調査チームは、日新丸から私的に送られた大

量の箱を追跡し、その途中、青森の運送会社配送所において内容物が「ダンボール」と記載されているにもかかわらず異様に重い箱を見つけ、それを確保したのであった。この箱には、23.5キログラムにもおよぶウネス（畝須）と呼ばれる高級部位（末端価格約30万円）の塩漬けが、古布やビニール袋に隠されるように入っていた。

2. 調査捕鯨トライアングル

いわゆる「調査捕鯨」に関連する官庁、団体、企業は主に以下の3つである。この調査捕鯨には政府からの補助金が20年以上も投入されており、水産関連の調査プロジェクトとしては最大規模といえるが、そのプロジェクトを通してこれら3組織は相互に緊密かつ不透明な関係を持ち、強固な捕鯨推進トライアングルを形成している。

- ・財団法人日本鯨類研究所（鯨研）：調査捕鯨の主体であり、科学的な調査活動をしているとされるが、元来捕鯨を推進するため設立された団体である。その調査経費には、クジラを捕殺し、その鯨肉を販売した売り上げを充てるという矛盾があり、鯨を捕殺しない科学調査だけを行うことはそもそも念頭にない。
- ・水産庁：鯨研に調査捕鯨の許可を与え、さらに毎年5億円以上の補助金を鯨研に与えている。過去20年以上にわたる調査捕鯨において、総額100億円以上の補助金を国庫から投入してきた。
- ・共同船舶株式会社（共同船舶）：鯨研との随意契約を結び、日新丸などの捕鯨船を貸与する他、その船員も同時に派遣する。また、鯨肉の販売についても鯨研から委託を受けて行い、その手数料として売上高の約5.5%を受け取る。



写真：箱に入っていた鯨肉（ウネス）を見せる佐藤潤一。南極海調査捕鯨で行われている鯨肉横領を告発し、調査レポートとともに証拠の鯨肉を東京地検に提出した。箱には高級部位のウネスの塩漬けが10本、合計23.5kgが入っていた。©Greenpeace/Naomi Toyoda

鯨研の理事長は、水産庁の元次長である森本稔氏が務めている。捕鯨における国際交渉の代表は日本政府の官僚が務めていると思われがちだが、昨年までは表向きは民間団体であり、天下り官僚の鯨研理事長である森本氏が国際捕鯨委員会(IWC)の日本代表を務めていた。また森本氏は、水産庁を退職後の7年間で水産関連2団体の理事長を歴任し、給与として合計1億1,000万円、さらに退職金として合計約1,900万円を受け取っていると見られる¹。そして、現在の鯨研理事長を3年務めて退職するとすれば、そのうえ給与として約4,000万円、退職金として約1,200万円が支給される²など、鯨研も官僚による「渡り」の受け皿団体となっている。ちなみに現在のIWC日本代表は、昨年まで水産庁次長を務めたあと天下り、現在は独立行政法人水産総合研究センター理事長を務める中前明氏が務めている。

さらに、共同船舶の現在の社長である山村和夫氏は、事業の発注者である鯨研の理事の1人でもある。

3. 鯨肉横領スキャンダルへの捕鯨推進トライアングルの対応

東京地検に鯨肉横領を告発する1週間前の2008年5月8日に、佐藤潤一は調査捕鯨を管轄する当時の水産庁遠洋課課長・成子隆英氏に船員が鯨肉を個人的に持ち帰ることがあるかとの質問を電話で行ったが、成子課長は明確にその存在を否定した。以下は、そのときの会話抜粋³。

2008年5月8日 11時58分ごろ

佐藤:たとえばですね、昔、話に聞いたことがあったのですけれど、商業捕鯨時代にですね、船員さんが(鯨肉を)お土産として持ち帰ることがあったみたいなお話を聞いたことがあったのですけれど、そういうことって今の調査捕鯨では基本的にないですね。

成子課長:ないです。極めて(流通が)限られていますから。

佐藤:そうですね。いわゆる公的な鯨肉という形でやっているわけですよね。

成子課長:そうです。

また、共同船舶の販売部門の責任者も鯨肉を土産として船員に渡していないと新聞記者に回答していた⁴。ところが鯨研だけは、鯨肉を「土産」という名目で「鯨研から(船員に)出した」と発言した⁵。

しかし、その後は共同船舶、鯨研ともにその発言を修正し、「共同船舶が鯨研から買い取った鯨肉を過去20年間にわたり船員に配布してきた」とし、水産庁も「土産の慣行については把握していた」⁶という。告発当時に崩れかかった捕鯨推進トライアングルを守ろうと、ふたたび口裏を合わせたことになる。

「このご時世に、中小企業が1,000万円におよぶお土産を毎年無償で配付することがありますか？ しかも、私たちの税金が使われている事業においてですよ。—— 鈴木 徹」

ところが、その後もさまざまな矛盾が生じている。事業の発注者である鯨研の職員へも土産鯨肉が無償で配布されていたことを朝日新聞に指摘されると、鯨研は職員の受け取りはやめることにするとした⁷。また捕鯨船団に乗船し、船上での不法行為がないかを監督する役割である水産庁の漁業監督官にも土産鯨肉が渡されていたのではという指摘を受けると、水産庁は「水産庁の漁業監督官に宅送された鯨肉は速やかに共同船舶へ全量返還している」と答弁し、土産が送られていることを認めた⁸。土産鯨肉が「手渡し」ではなく、船内から直接「宅送」される形に改められたのは告発以降⁹なので、告発前に土産鯨肉を持ち帰っていたことをあえて否定していないことになる。土産鯨肉の提供は、不法行為を見逃してもらうという意味を持つと考えられ、公務員倫理法違反にあたる可能性がある。

「水産庁の漁業監督官に土産鯨肉を送っているということ自体が不正行為ではないか。—— グリーンピース・ジャパン事務局長 星川 淳」

4. 佐藤・鈴木 of 逮捕と船員不起訴処分

2008年5月21日、東京地検はグリーンピース・ジャパンの星川と佐藤が船員の横領行為に関する証拠として提示していた鯨肉入りの箱を受領し、「入念に捜査する」ことを約束した。しかし、その1カ月後にあたる6月20日、警視庁の公安部と青森県警の合同捜査陣は、共同船舶や鯨研への強制捜査ではなく、5万円相当の鯨肉の窃盗と建造物侵入罪容疑で佐藤潤一と鈴木徹を逮捕し、グリーンピース・ジャパンの事務所やスタッフの自宅など合計6カ所を捜査員数十名で家宅搜索した。

この逮捕をめぐる情報は、捜査陣によって前日に報道機関へリークされたと思われる。それにより、前日の夜には逮捕に関するニュースがテレビで報道され、逮捕当日にも報道機関がグリーンピース・ジャパンの事務所前や佐藤および鈴木 of 自宅前に待機し、家宅搜索の状況をライブで報道した。逮捕と家宅搜索のニュースが流れたことで、「船員の鯨肉横領」ではなく、「佐藤と鈴木 of 鯨肉窃盗」として事件がすりかえられた。



「逮捕当日に青森まで連行される際、上野から新幹線に乗ったのですが、新幹線のドアが開いて最初に見えたのがテレビカメラだったのにはびっくりしました。報道カメラマンが先回りして、東京から新幹線に乗っていたのです。警察は守秘義務のある情報をそこまでリークしているのかと。—— 佐藤潤一」

逮捕と家宅搜索のニュースがライブで放映される中、それと歩調を合わせるように東京地検は船員に対する告発を「嫌疑なし」として「不起訴処分」に付した。東京地検はその理由を公にしていないが、共同船舶や鯨研に対して強制捜査を行ったことはない。

5. 佐藤・鈴木の取調べと 鯨研・共同船舶の内部調査

佐藤と鈴木は青森県警において、保釈されるまでの26日間、鉄格子で閉ざされた狭い部屋で勾留され続け、警察官による取り調べを受けた。取り調べは朝、昼、晩と3回に分けて行われ、2人合計で約200時間にもおよんでいる。

その一方で鯨肉横領に関する調査は、農林水産大臣の指示によって共同船舶と鯨研が内部調査を行ったにすぎない。この内部調査結果は、告発後2カ月が経とうとしていた7月18日に水産庁に提出されたが、実質的に1ページのみという不十分なものだった¹⁰。その内容も、「鯨肉が横領されたことはなく、個人が持ち出した鯨肉はすべて共同船舶が鯨研から買い取った鯨肉を土産として渡したもので問題はない」という従来の主張をそのまま記載しただけで、渡されたとされる土産の総量も、また共同船舶が鯨研から買い取ったという客観的な証拠(領収書、納品書など)も一切示されていない。にもかかわらず、水産庁は「妥当」としてその報告書を受理している。



「私と佐藤が勾留されていた期間の取り調べでは、まったく関係のないことから青森での鯨肉確保まであらゆることを聞かれ、供述調書は軽く数百ページ、証拠として押収された経理書類などもすべて添付された。それに比べて、横領行為については内部調査での簡単な2ページのみ、そして証拠もまったくなし。これが妥当な報告書として受け入れられるのは水産庁だけでしょう。——鈴木 徹」

6. 水産庁によって塗りつぶされた 鯨肉販売実績表

前述したように、調査捕鯨は水産庁が鯨研に許可を与える形で行われている。鯨研は農林水産大臣が承認した「特別調査事業業務方法書¹¹」にもとづいて調査捕鯨を実施することになるが、同方法書では、鯨研は鯨肉の販売を行う場合にはその予定量、販売方法などを記載の上、事前に水産庁長官の承認を受けなければならないと定められている。また販売が終了した際にも、販売実績を水産庁長官に報告するものとされている。

そこでグリーンピース・ジャパンは、情報公開制度を利用し、鯨研から提出されているはずである鯨肉販売実績などの文書開示を求めた。鯨肉横領の内部調査報告書によれば、鯨研は共同船舶に鯨肉を土産として販売しているとされていることから、もし仮にそれが事実であれば鯨肉販売実績にその旨が記載されているはずだと考えたためだ。

2009年1月21日、グリーンピース・ジャパンはその情報公開の結果を受け取った。しかし、今回の横領鯨肉に関連するような情報についてはすべて黒く塗りつぶされていた。

「黒塗りされた鯨肉の販売実績表や鯨研と共同船舶の契約書を見て、やっぱり私たちの告発が間違っていなかったと思いました。——佐藤潤一」

次ページの表は、2008年9月1日に鯨研が水産庁に提出した鯨製品の販売処理実績報告に添付された「平成19年度南極海鯨類捕獲調査副産物(クミンク鯨)品名別・販売形態別販売実績表」(資料1)である。左側に縦に並ぶ項目は、鯨肉のそれぞれの部位を表しており、上部に横に並ぶ項目は、「公益用」「市販用」など鯨肉の販売ルートを表している。つまりこの文書は、2007～8年のシーズンに南極で捕獲されたミンククジラ肉すべての部位ごとの量と売上高を販売ルート別にまとめたものである。その単位は量については1キログラム、売り上げについては1円となっており、かなり詳細な数字が並んでいるはずだ。しかし、総量や合計額については黒く塗りつぶされていないものの、部位ごとの詳細についてはすべてが塗りつぶされており、全容はまったくわからない。

この文書の左側の項目には、「畝須」という欄があることがわかる。土産として共同船舶が鯨研から買い取って船員に配布したという鯨肉部位である。本来、鯨研が共同船舶に「畝須」を販売しているのであれば、それがこの項目の「一般用」の欄に含まれていなければならないことになるが、この欄も黒く塗りつぶされている。



写真:南極海から日本へ帰港した日新丸。調査の副産物として荷降ろしされる鯨肉は、調査捕鯨船の船上ですでに販売用に冷凍箱詰めされている。(2001年石巻)
©Greenpeace/Kiryu

(参考2)

平成19年度南極海鯨類捕獲調査副産物(クロミンク鯨)
品名別・販売形態別販売実績表

細分類	鯨肉数量		販売形態別販売内訳重量(kg)						売上高
	c/s	kg	公益用				市販用		
			地域住民配分用	学校給食枠	医療枠	啓発事業用	市場用	一般用	
尾肉									
尾肉徳用									
脂須子									
鹿子1級									
鹿子徳用									
赤肉特選									
赤肉									
赤肉中切									
赤肉徳用									
小切									
胸肉1級									
胸肉2級									
加工小切									
胸肉3級									
胸肉加工									
胸肉徳用									
落身									
肋肉									
赤肉黒〇									
小切黒〇									
胸肉黒〇									
(小計)	86,838	1,296,078.0	37,860.0	106,680.0	12,600.0	1,912.5	244,935.0	892,090.5	1,614,020,385
須子									
(小計)	1,346	19,517.0						19,517.0	22,811,748
軟須									
軟須1級									
軟須特選									
軟須2級									
軟須小切									
軟									
(小計)	12,161	164,171.3	2,754.0		2,700.0	175.5	6,844.5	151,697.3	534,832,206
その他									
本皮1級									
皮徳用									
皮須									
尾羽									
尾羽徳用									
腎臓									
心臓									
食道									
胃									
第3・4胃									
百尋									
皮払									
白刺									
舌鹿子									
舌									
棒筋									
筋1級									
筋2級									
かぶら									
潮吹									
棒はし									
伝胴(硬)									
伝胴(軟)									
薬丸									
たき肉									
払肉									
歯ぐき									
子宮									
(小計)	28,417	502,625.0	7,914.5	625.0	2,500.0	489.5	5,325.0	485,771.0	779,394,742
オサ									
丸オサ									
(小計)	5	5.0						5.0	9,700
合計	128,767	1,982,396.3	48,528.5	107,305.0	17,800.0	2,577.5	257,104.5	1,549,080.8	2,951,068,781

販売形態	公益用				市販用		合計
	地域住民配分用	学校給食枠	医療枠	啓発事業用	市場用	一般用	
売上高合計(円)	96,699,411	50,544,496	15,902,775	4,537,825	484,106,700	2,446,830,990	3,098,622,197
消費税額(円)	4,604,730	2,406,881	757,275	216,088	23,052,695	116,515,747	147,553,416
売上高(円)	92,094,681	48,137,615	15,145,500	4,321,737	461,054,005	2,330,315,243	2,951,068,781

(資料1) ほぼすべてが黒塗りつぶされた「平成19年度南極海鯨類捕獲調査副産物(クロミンク鯨)品名別・販売形態別販売実績表」

7. 水産庁によって塗りつぶされた 鯨肉委託販売契約書

黒塗りにされた文書はこれだけではない。ほぼすべてが黒塗りとされた文書がもう1つ存在する。それは、鯨研と共同船舶が結ぶ鯨肉の販売委託に関する契約書(資料2)である。

鯨研と共同船舶が水産庁に提出した内部調査報告書では、「共同船舶は鯨研から土産鯨肉に限ってその前年の価格で買い取っていた」とされ、極めて不規則な売買を行っていたことになる。そこでグリーンピース・ジャパンは、鯨研と共同船舶が結ぶ契約書についての情報公開を求め、その契約書にこの不規則な売買に関する取り決めが正確に記載されているのかを確かめようとしたのである。

しかし、この契約書もタイトルと契約者の名前を除き、契約本文すべてが黒塗りとされていた。

8. 黒塗りの理由

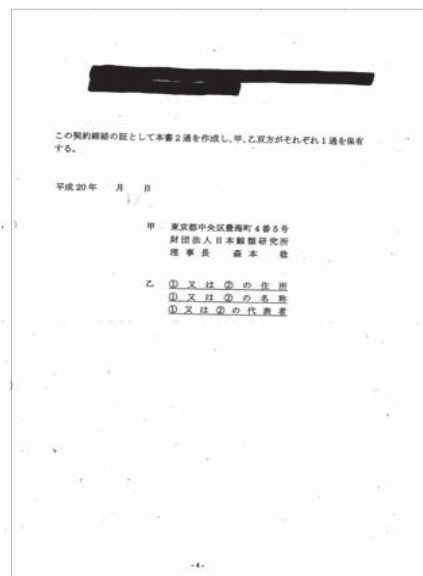
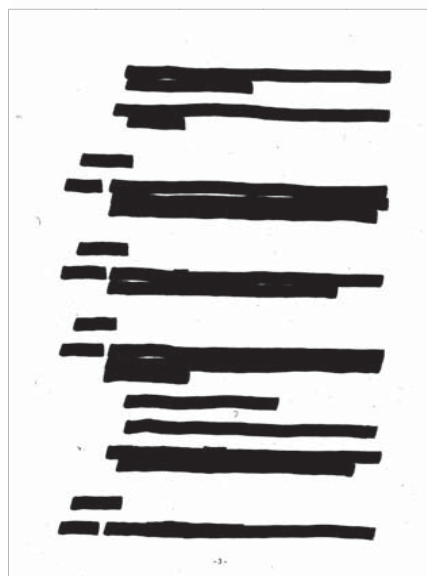
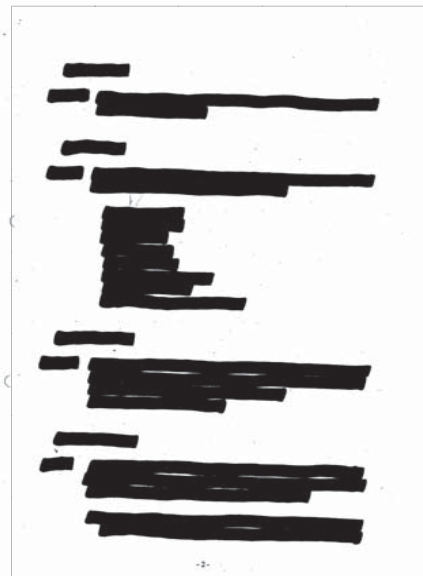
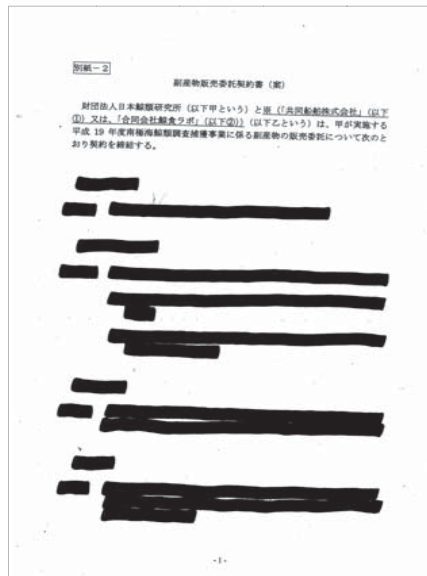
水産庁は、鯨肉販売実績表や鯨研と共同船舶の委託販売契約書を黒塗りにした理由を、「販売委託契約に関する情報及び副産物の販売実績に関する情報については、これを公にすることにより公平・公正な副産物の販売制度を担保できなくなるおそれがある」としている¹²。

しかし、鯨研が自ら定めた「鯨類捕獲調査事業の副産物処理販売基準」という文書に、「なお、『一般用』の配分結果(配分先毎の配分量及び金額)については、公平性の確保の観点から、事業年度ごとにとりまとめのうえ公表することとする」と明記している¹³とあり、公平性を保つためには結果を公表することが原則でなければならない、その解釈に大きな矛盾がある。

9. 情報公開異議申し立て

2009年3月19日、グリーンピース・ジャパンは鯨肉販売実績と契約書における情報の非公開決定に関して水産庁に対し異議申し立てを行い、それらの情報の公開を求める。

また、グリーンピース・ジャパンが2009年1月20日付けで、新たに別の情報を開示するよう求めた情報公開請求が、3月2日付けで「開示決定等の期限の延長について(通知)」として開示決定を4月6日まで延長する旨が伝えられている点¹⁴についても、非公開にされた情報とともに適切に公開されるように求めていく。



(資料2) 財団法人日本鯨類研究所と共同船舶株式会社との販売委託契約書。「平成19年度南極海鯨類調査捕獲事業に係る副産物の販売委託について次のとおり契約を締結する。」以下、内容がすべて塗りつぶされていた。

結論

調査捕鯨には私たちの多額の税金が費やされている。したがって、その事業に透明性が欠け、不正行為があったと疑われる場合には、納税者への説明責任が生ずる。しかし、水産庁、鯨研、共同船舶という捕鯨推進トライアングルは既得権益を守るために強固なつながりを保ち、黒く塗りつぶされた裏側を納税者に見せていない。

今回明らかになった鯨肉の横領行為は、共同船舶や鯨研が公然の秘密として船員に認めていたものであり、その土産鯨肉も船員だけに限らず水産庁の職員を含めてより広く配付されていた可能性もある。

このように、国策として推進された税金投入事業における不正を明らかにするために鯨肉入りの箱を確保した、日本の納税者でもあるグリーンピース・ジャパン職員が、捜査当局にその行為を含めてすべて明らかにし、いつでも出頭するとしていたにもかかわらず、異常なまでの捜査を受けて逮捕・起訴される一方で、税金投入事業にもかかわらず毎年1000万円以上のお土産が配られる捕鯨推進トライアングルは、情報を非公開として客観的な証拠を一つも示さずに許されている。

民主社会において、主人であるべき国民が政府を監視し、税金の使い道について正すことは、国民に与えられた基本的な権利であり、また責任であるともいえる。それゆえに、日本が批准している「国際人権(自由権)規約」や、その起源となった「ヨーロッパ人権条約」にもとづく判例では、国が犯した不正行為を指摘する目的であれば、報道機関やNGOが外形的に犯罪行為と思えるような行為を行っても、「民主主義社会においてその行為を罰するには当たらない」とし、「表現の自由」の範囲内と認めているのである。

現在、6月に開催されるポルトガルでのIWCに向けて、日本が南極海での捕鯨を中止し、その代わりに沿岸捕鯨を再開するという案に注目が集まっている。報道によれば、海外からの強い反対を受けていることが交渉難航の理由のようにも思えるが、実際は捕鯨推進トライアングルが強固にしてきた既得権益を、なおも手放そうとしないことこそが真因といえる。

南極海での調査捕鯨は、不透明かつ税金の無駄遣いであり、外交問題を引き起こし国益を損ねているばかりか、国際的なクジラ保護区に違反しており、ただちに中止すべきだ。また鯨肉横領についても、水産庁は速やかに客観的な証拠となる情報を公開し、納税者への説明責任を果たす必要がある。

なお、現時点で佐藤と鈴木の公判の時期は決まっていない。

(2009年3月19日)

注釈

- ¹ (社)漁業情報サービスセンター、(社)海洋生物環境研究所の役員給与規定、退職金規定より算出
- ² (財)日本鯨類研究所役員給与規程と役員退職手当規程より算出
- ³ 『奪われた鯨肉と信頼』グリーンピース調査レポート 2008年5月
- ⁴ 「鯨肉疑惑 不自然な言い訳」朝日新聞夕刊 2008年5月21日
- ⁵ 「調査捕鯨肉の持ち出し横行 乗組員をNGO告発へ」朝日新聞朝刊 2008年5月15日
- ⁶ 「参議院議員喜納昌吉君提出『調査捕鯨』における鯨肉処理問題等に関する質問に対する答弁書」参議院HPより 2008年12月26日
- ⁷ 「鯨肉の転売なし」朝日新聞朝刊 2008年7月19日
- ⁸ 「参議院議員喜納昌吉君提出『調査捕鯨』における鯨肉処理問題等に関する質問に対する答弁書」参議院HPより 2008年12月26日
- ⁹ 「鯨肉をめぐる問題についての報告書」(財)日本鯨類研究所 2008年7月18日
- ¹⁰ 「鯨肉をめぐる問題についての報告書」(財)日本鯨類研究所 2008年7月18日
- ¹¹ 「特別調査事業業務方法書」農林水産大臣承認 昭和63年11月24日
- ¹² 「20水管第2067号 行政文書開示決定通知書」水産庁長官 2009年1月16日
- ¹³ 「鯨類捕獲調査事業の副産物処理販売基準」(財)日本鯨類研究所 平成13年1月12日制定
- ¹⁴ 「20水管第2325号 開示決定等の期限の延長について(通知)」水産庁長官 2009年3月2日

GREENPEACE

私たちグリーンピースは、「グリーン(持続可能)」で「ピース(平和)」な社会を実現するために活動する国際環境NGO(非政府組織)です。

豊かな生命を育んできた地球を守るために、生物多様性の保護、海・大地・大気・淡水の汚染や乱用の防止、あらゆる核の脅威の終結、そして、世界的な平和と軍縮をめざしています。

それには、あなたの参加が必要です。一人ひとりの小さなエネルギーが、やがて未来をつつむ大きな希望となるのです。

〒160-0023

東京都新宿区西新宿8-13-11 NFビル2F

TEL: 03-5338-9800

FAX: 03-5338-9817

www.greenpeace.or.jp